

岩手県消費者施策推進計画（H26改訂版）【主要指標】事業評価一覧表

主要指標：県が目標値を定め、施策として取り組むもの  
 評価欄：達成度が100%以上：A 80%～99%：B 80%未満：C

資料 1-1

| 項目                     | 小項目                            | 事業・取組名                     | 指標設定の考え方   | 担当室課     | 番号 | 指標名         | 単位 | 指標の進捗状況  |     |     |        |    |     |     |        | 事業評価の結果 |  | 備考  |       |
|------------------------|--------------------------------|----------------------------|--|----------|----|-------------|----|----------|-----|-----|--------|----|-----|-----|--------|---------|--|---|-------|
|                        |                                |                            |  |          |    |             |    | 基準年(H25) | H28 |     |        |    | H29 |     |        |         | H29  |   |       |
|                        |                                |                            |  |          |    |             |    |          | 目標値 | 実績値 | 達成度(%) | 評価 | 目標値 | 実績値 | 達成度(%) | 評価      | 事業の検証  |   | 今後の方向 |
| (1)<br>商品やサービスの安全の確保   | イ<br>消費者事故の調査・公表               | ①<br>商品テストの情報提供            | 試買テスト品目数とし、毎年1品目を目指します。  | 県民生活センター | 1  | 試買テスト品目数    | 品目 | 1        | 1   | 1   | 100.0  | A  | 1   | 1   | 100.0  | A       | 「乳幼児用歯ブラシ」について実施し、その結果をHPに掲載し情報提供するとともに、各市町村の母子保健担当課及び消費者安全担当課へ情報提供した。             | 【継続】<br>平成30年度も試買テストは1品目実施予定。   |       |
|                        | ウ<br>生活関連物資の安定供給・価格の安定化        | ①<br>生活関連物資の価格に動向調査及び緊急時対応 | レギュラーガソリンの調査回数とし、年間12回、1広域振興局当たり各10店舗を調査します。<br><br>灯油価格の調査回数とし、年間6回（10月～3月）、1広域振興局当たり各10店舗を調査します。 | 県民生活センター | 2  | ガソリンの延べ調査回数 | 回  | 480      | 480 | 480 | 100.0  | A  | 480 | 480 | 100.0  | A       | 石油製品価格の変動が激しく、今後も動向を注視する必要があることから、28年度に引き続き、ガソリン及び灯油について、毎月、価格調査を実施した。             | 【継続】<br>平成30年度においても、ガソリン及び灯油について、毎月、価格調査を実施し実態の把握及び情報提供に努める。              |       |
| (2)<br>消費者と事業者との取引の適正化 | ア<br>規格・表示の適正化の推進              | ②<br>単位価格表示の推進             | 実施対象店舗に対する単位価格表示実施状況調査の実施回数とし、年1回を目指します。   | 県民生活センター | 4  | 実施状況調査実施回数  | 回  | 1        | 1   | 1   | 100.0  | A  | 1   | 1   | 100.0  | A       | H29.11月に実施状況調査を実施した。<br>取組店舗割合は目標を達成することはできなかったが、対象店舗に対し単位価格表示制度の周知及び適正な表示の普及に努めた。 | 【継続】<br>平成30年度においても調査を実施し、消費者の商品選択に役立つよう、事業者に対し単位価格表示制度の周知及び適正な表示の普及に努める。 |       |
|                        |                                |                            | 単位価格表示に取り組んでいる店舗の割合とし、毎年63.8%（平成25年度の取組店舗割合）以上を目指します。  |          |    |             |    |          |     |     |        |    |     |     |        |         |  |   | 5     |
| (3)<br>消費者教育の推進        | ア<br>高齢者等の消費者被害未然防止の充実に向けた情報提供 | ①<br>消費生活に関する情報の提供         | 県民又は報道機関向けの情報提供回数とし、年間213回（平成25年度の数）を目指します。  | 県民生活センター | 6  | 情報提供回数      | 回  | 213      | 213 | 326 | 153.1  | A  | 213 | 301 | 141.3  | A       | 様々な機会を捉えて、県民や報道機関向けの情報提供を行った結果、目標を達成することができた。                                      | 【継続】<br>消費者トラブルの未然防止を図るため、引き続き各種広報媒体を活用し、適時適切な情報提供に努める。                   |       |

| 項目                                   | 小項目                          | 事業・取組名              | 指標設定の考え方   | 担当室課     | 番号                    | 指標名             | 単位              | 指標の進捗状況  |       |     |        |       |       |     |   | 事業評価の結果   |  | 備考  |       |
|--------------------------------------|------------------------------|---------------------|--|----------|-----------------------|-----------------|-----------------|----------|-------|-----|--------|-------|-------|-----|---|---|--|---|-------|
|                                      |                              |                     |  |          |                       |                 |                 | 基準年(H25) | H28   |     |        |       | H29   |     |   |   | H29  |   |       |
|                                      |                              |                     |  |          |                       |                 |                 |          | 目標値   | 実績値 | 達成度(%) | 評価    | 目標値   | 実績値 | 達成度(%)  | 評価  | 事業の検証  |   | 今後の方向 |
| (3) 消費者教育の推進                         | ア 高齢者等の消費者被害の未然防止に向けた情報提供の充実 | ② 消費者生活サポートを通じた情報提供 | 消費生活サポーター登録者数とし、県内全市町村に総数300人の登録を目指します。              | 県民生活センター | 7                     | サポーターへの情報提供回数   | 回               | 6        | 6     | 6   | 100.0  | A     | 6     | 6   | 100.0   | A   | 登録者数306名(H30.3.31現在)年6回、消費生活に関する情報を提供(郵送)している。出前講座や各種研修会でのPRにより、目標を達成している。   | 【継続】消費者被害の防止啓発に必要な取組である。引き続き、様々な機会に周知を図り、登録者の更なる拡大を図る。        | 139   |
|                                      |                              |                     | 消費生活サポーターに対する情報提供回数とし、年間6回を目指します。                    |          | 8                     | サポーター登録者数       | 人               | 270      | 300   | 311 | 103.7  | A     | 300   | 306 | 102.0   | A   |  |   |       |
|                                      |                              | ③ 消費生活全般に関する教育の実施   | [小学生・保護者向け]消費生活セミナーの開催回数とし、毎年2回を目指します。               | 県民生活センター | 9                     | 小学生等向けセミナーの開催回数 | 回               | 1        | 2     | 3   | 150.0  | A     | 2     | 2   | 100.0   | A   | 小学校の夏休みと冬休みの期間に開催した。夏休みは午前と午後の部に分けて、冬休みは午前の部のみ開催した。「こづかいゲーム」を通して、お金の使い方大切さを体験するセミナーとなった。<br>参加者数【夏休み】児童50名、保護者38名【冬休み】児童29名、保護者22名 計139名 | 【継続】参加者から好評を得ているセミナーであり、引き続き実施する。                             |       |
|                                      |                              |                     | [高校生・専門学校生向け]金融経済セミナーの実施校数とし、毎年40校(平成25年度の回数)を目指します。 |          | 県民生活センター(学校教育課、法務学事課) | 10              | 高校生等向けセミナーの実施校数 | 校        | 40    | 40  | 50     | 125.0 | A     | 40  | 48  | 120.0   | A  | 高校生や専門学校生を対象としたセミナーを実施し、消費者トラブルの未然防止を図った。実施校数のべ48校、受講人数4,504名 |       |
| [専門学校生向け]消費生活セミナーの実施校数とし、毎年2校を目指します。 | 県民生活センター                     | 11                  | 専門学校生向けセミナーの実施校数                                     | 校        |                       | 1               | 2               | 2        | 100.0 | A   | 2      | 3     | 150.0 | A   | 専門学校3校(上野法律ビジネス専門学校、盛岡公務員法律専門学校、岩手医科大学医療専門学校)で実施した。受講者数333名 | 【継続】初めて一人暮らしをする若者には必要な取組である。平成30年度は、岩手医科大学医療専門学校及び岩手リハビリテーション学院で実施予定。 | 333  |   |       |

| 項目              | 小項目                          | 事業・取組名                      | 指標設定の考え方  | 担当室課                      | 番号           | 指標名         | 単位 | 指標の進捗状況  |      |       |        |    |      |       |        | 事業評価の結果   |  | 備考  |       |
|-----------------|------------------------------|-----------------------------|---|---------------------------|--------------|-------------|----|----------|------|-------|--------|----|------|-------|--------|---|--|---|-------|
|                 |                              |                             |   |                           |              |             |    | 基準年(H25) | H28  |       |        |    | H29  |       |        |   | H29  |   |       |
|                 |                              |                             |   |                           |              |             |    |          | 目標値  | 実績値   | 達成度(%) | 評価 | 目標値  | 実績値   | 達成度(%) | 評価  | 事業の検証  |   | 今後の方向 |
| (3)<br>消費者教育の推進 | ア<br>被害高齢者等の消費者<br>情報提供の充実に向 | ④<br>出前講座の実施に関する            | 県民生活センターが実施した出前講座の回数とし、年間25回以上を目指します。             | 県民生活センター                  | 12           | 出前講座実施回数    | 回  | 25       | 25   | 22    | 88.0   | B  | 25   | 26    | 104.0  | A   | 老人ホーム、自治会、婦人会等からの要請を受け、消費生活に関する講座を通じて、啓発を行った。  | 【継続】<br>消費者被害の未然防止を図るため、各団体等からの要請を受け、ライフステージに合わせた講座を実施予定。               | 1,447 |
|                 | イ<br>多様な主体との連携による消費者教育の推進    | ①<br>学校における消費者教育の推進         | 学校教員を対象とした研修会の開催回数とし、年間2回を目指します。                  | 県民生活センター<br>(学校教育課、法務学事課) | 13           | 研修会開催回数     | 回  | —        | 2    | 3     | 150.0  | A  | 2    | 2     | 100.0  | A   | 小中学校教員を対象とした研修会を開催。受講者合計87名。<br>リーダー教員による先進校等調査や授業実践の報告等を新たにプログラムに盛り込み、教員にとっては有用な研修会となった。    | 【継続】<br>成年年齢の引下げを踏まえた、社会科における消費者教育の在り方や教材提供など、小中学校教員を対象とした研修会を引き続き実施する。 | 87    |
|                 |                              |                             | 学校訪問校数とし、県内の公立小中学校(約510校)をおおむね5年間で全て訪問することを目指します。 | 県民生活センター<br>(学校教育課、法務学事課) | 14           | 延べ学校訪問校数    | 校  | —        | 102  | 103   | 101.0  | A  | 102  | 103   | 101.0  | A   | 小学校46校、中学校35校、社会教育施設4、市町村教委18(計:103施設)を訪問し消費者教育に関する情報を提供した。                                  | 【継続】<br>学習指導要領の改訂に伴い、消費者教育に関する情報提供は、学校にとって有効であることから、引き続き実施する。           |       |
|                 | ②<br>障害がい者教育に支援する            | 各種研修会等での情報提供回数とし、年2回を目指します。 | 県民生活センター<br>(地域福祉課、障がい保健福祉課、学校教育課、法務学事課)          | 15                        | 研修会等での情報提供回数 | 回           | —  | 2        | 5    | 250.0 | A      | 2  | 2    | 100.0 | A      | 一関地区障がい者地域自立支援協議会、大船渡保健福祉環境センターにおいて、研修会等での啓発及び情報提供を行った。 | 【継続】<br>知的障がい者等への金銭管理支援の現場では、障がいのある本人及び支援者が利用できる教材が少ないこと等、支援が必要であることから、引き続きテキストブック等の普及啓発を図る。 | 63  |       |
| (4)<br>救済消費者被害の | ア<br>相談対応の充実                 | ①<br>消費生活相談                 | 受理した相談のうち、助言やあっせんにより解決となった割合とし、毎年95%以上を目指します。     | 県民生活センター                  | 16           | 相談解決割合(全県分) | %  | 95.7     | 95.0 | 96.7  | 101.8  | A  | 95.0 | 96.6  | 101.7  | A   | 消費生活相談等に対し、助言・情報提供・あっせん等により解決を図り、目標値を達成した。   | 【継続】<br>引き続き相談対応の充実を図る。   |       |

| 項目                | 小項目                   | 事業・取組名                                    | 指標設定の考え方                                  | 担当室課     | 番号                | 指標名                | 単位  | 指標の進捗状況  |     |       |        |     |     |       |        | 事業評価の結果                                       |  | 備考   |       |
|-------------------|-----------------------|---|---|----------|-------------------|--------------------|-----|----------|-----|-------|--------|-----|-----|-------|--------|---|--|--|-------|
|                   |                       |   |   |          |                   |                    |     | 基準年(H25) | H28 |       |        |     | H29 |       |        |   | H29  |  |       |
|                   |                       |   |   |          |                   |                    |     |          | 目標値 | 実績値   | 達成度(%) | 評価  | 目標値 | 実績値   | 達成度(%) | 評価  | 事業の検証  |  | 今後の方向 |
| (4)<br>消費者被害の救済   | ア<br>相談対応の充実          | ②<br>消費生活相談員の資質向上                         | 消費生活相談員等レベルアップ講座の実施回数とし、年間10回の実施を目指します。   | 県民生活センター | 17                | レベルアップ講座実施回数       | 回   | 12       | 10  | 10    | 100.0  | A   | 10  | 10    | 100.0  | A   | 市消費生活センター、市町村相談窓口担当者等のべ127名に対し、相談員資格試験に対応する法律の講義等を行った。             | 【対象及び内容を拡大して継続】<br>高齢者の消費者トラブル防止を図るとともに、高齢者の見守り体制を確立するため、福祉関係者も対象とし「消費者見守り体制促進事業」として、実施する。 |       |
|                   |                       |   | 消費生活相談員等スキルアップセミナーの実施回数とし、年間10回の実施を目指します。 | 県民生活センター | 18                | スキルアップセミナー実施回数     | 回   | 11       | 10  | 10    | 100.0  | A   | 10  | 10    | 100.0  | A   | セミナーを通じて消費生活相談員等の資質の向上が図られた。                                       | 【継続】<br>消費生活相談員等の資質向上を図るため、引き続き実施する。   |       |
|                   |                       |   | 生活相談事例研究会の実施回数とし、年間10回の実施を目指します。          | 県民生活センター | 19                | 生活相談事例研究会実施回数      | 回   | 10       | 10  | 10    | 100.0  | A   | 10  | 10    | 100.0  | A   | 市消費生活センター相談員、市町村相談窓口担当者等のべ164名に対し、弁護士による法令講義や実際の困難事例の検討等を行った。      | 【継続】<br>困難事例に対する弁護士のアドバイス及び相談員間の情報共有等が非常に有益なものとなっていることから、引き続き実施する。                         |       |
|                   |                       | ③<br>トの法的進捗サポート                           | 高度消費生活弁護士無料相談の実施回数とし、年間24回の実施を目指します。      | 県民生活センター | 20                | 高度消費生活弁護士無料相談の実施回数 | 回   | 24       | 24  | 24    | 100.0  | A   | 24  | 24    | 100.0  | A   | 月2回、相談者が弁護士から直接助言を受ける機会を提供し、複雑かつ多様化する相談に的確に対応した。                   | 【若年者を対象として継続】<br>成年年齢の引下げを見据え、若年者を対象とした「若年者消費者トラブル解決支援事業」として、実施する。                         |       |
|                   | ⑥<br>係者機の高関等との係連るが携関い | 県民生活センターが実施した出前講座の回数とし、年間25回以上を目指します。(再掲) | 県民生活センター(地域福祉課、長寿社会課、障がい保健福祉課)            | 21       | 出前講座実施回数          | 回                  | 25  | 25       | 22  | 88.0  | B      | 25  | 26  | 104.0 | A      | 老人ホーム、自治会、婦人会等からの要請を受け、消費生活に関する講座を通じて、啓発を行った。 | 【継続】<br>消費者被害の未然防止を図るため、各団体等からの要請を受け、ライフステージに合わせた講座を実施予定。          | (再掲)   |       |
| イ<br>対する多重債務解決支援に | ①<br>士無多重債務者の実施護      | 多重債務者弁護士無料相談の実施回数とし、年間114回を目指します。         | 県民生活センター                                  | 22       | 多重債務者弁護士無料相談の実施回数 | 回                  | 144 | 114      | 114 | 100.0 | A      | 114 | 114 | 100.0 | A      | 相談件数428件(うち多重債務170件)。                         | 【継続】<br>多重債務はもとより、それ以外の相談も受け付けており、県民にとっては貴重な機会となっていることから、継続して実施する。 |  |       |

| 項目                         | 小項目                  | 事業・取組名           | 指標設定の考え方                                    | 担当室課     | 番号 | 指標名                | 単位 | 指標の進捗状況  |     |     |        |    |     |     |        | 事業評価の結果 |  | 備考   |       |
|----------------------------|----------------------|------------------|---|----------|----|--------------------|----|----------|-----|-----|--------|----|-----|-----|--------|---------|--|--|-------|
|                            |                      |                  |   |          |    |                    |    | 基準年(H25) | H28 |     |        |    | H29 |     |        |         | H29  |  |       |
|                            |                      |                  |   |          |    |                    |    |          | 目標値 | 実績値 | 達成度(%) | 評価 | 目標値 | 実績値 | 達成度(%) | 評価      | 事業の検証  |  | 今後の方向 |
| (4)<br>救済消費者被害の            | イ<br>多重債務問題に対する解決支援に | ②<br>建関係機関等・生活再  | 会議の開催回数とし、年1回を目指します。                        | 県民生活センター | 23 | 会議開催回数             | 回  | 1        | 1   | 1   | 100.0  | A  | 1   | 1   | 100.0  | A       | 【参集者】弁護士会、司法書士会、消費者信用生協等<br>【出席者】25名                   | 【継続】<br>多重債務に起因する自殺等もあり、関係機関との連携は引き続き必要であることから、継続して実施する。                                   |       |
| (5)<br>市町村・関係機関等との連携及び活動支援 | ア<br>市町村の相談体制の充実への支援 | ①<br>市町村相談体制の支援  | 消費生活相談員等レベルアップ講座の実施回数とし、年間10回の実施を目指します。(再掲) | 県民生活センター | 24 | レベルアップ講座実施回数       | 回  | 12       | 10  | 10  | 100.0  | A  | 10  | 10  | 100.0  | A       | 市消費生活センター、市町村相談窓口担当者等のべ127名に対し、相談員資格試験に対応する法律の講義等を行った。 | 【対象及び内容を拡大して継続】<br>高齢者の消費者トラブル防止を図るとともに、高齢者の見守り体制を確立するため、福祉関係者も対象とし「消費者見守り体制促進事業」として、実施する。 | (再掲)  |
|                            |                      |                  | 市町村消費生活センター等への訪問回数とし、毎年14回以上を目指します。         | 県民生活センター | 25 | 市町村消費生活センター等延べ訪問回数 | 回  | 24       | 14  | 14  | 100.0  | A  | 14  | 14  | 100.0  | A       | 消費生活センター設置市町村を訪問し、情報交換を行った。                            | 【継続】<br>消費生活相談の状況等について、情報や課題を共有する貴重な機会であることから、継続して実施する。                                    |       |
|                            |                      |                  | 市町村への助言回数とし、毎年50回以上を目指します。                  | 県民生活センター | 26 | 市町村への助言回数          | 回  | 53       | 50  | 53  | 106.0  | A  | 50  | 52  | 104.0  | A       | 市町村等サポート事業として市町村から寄せられた案件について助言を行った。                   | 【継続】<br>相談体制の支援の一環として、市町村からの要望も多いことから、引き続き対応する。  |       |
|                            | イ<br>関係団体との連携及び活動支援  | ①<br>オール岩手の連携・協働 | 岩手県消費者行政推進ネットワーク会議の開催回数とし、年間2回を目指します。       | 県民生活センター | 27 | ネットワーク会議開催回数       | 回  | 2        | 2   | 2   | 100.0  | A  | 2   | 2   | 100.0  | A       | 消費者行政に係る各種制度等に関する情報の共有、関係機関・団体との情報交換を行った。              | 【継続】<br>消費者行政の充実を図るとともに、消費者被害の少ない地域づくりを進めるための協議・情報交換の場であることから、引き続き実施する。                    |       |
|                            |                      |                  | 消費者110番の実施回数とし、毎年1回を目指します。                  | 県民生活センター | 28 | 消費者110番実施回数        | 回  | 1        | 1   | 1   | 100.0  | A  | 1   | 1   | 100.0  | A       | 相談件数47件(うち面接16件、電話31件)。                                | 【継続】<br>国の定める消費者月間中の取組として引き続き実施する。   |       |